

平成 19 年度第 11 回丸子地域協議会会議次第

平成 20 年 2 月 13 日(水) 13:30 ~
丸子地域自治センター 3 階第 3・4 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 自治基本条例の制定について [資料]

(2) わがまち魅力アップ応援事業について [資料]

4 会議事項

(1) 日帰り温泉施設等の経営見直し(料金改定)について [事前配布資料]

(2) 上田市共同浴場条例の一部改正について [事前配布資料]

(3) 上田市鹿教湯温泉交流センター条例制定について [事前配布資料]

(4) 上田市都市計画マスタープラン地域別構想について [事前配布資料]

(5) 地域協議会だよりについて [資料]

(6) その他

・委員からの議題提案について

・土地改良事業における地元負担率について [資料]

5 そ の 他

・次回、第 12 回丸子地域協議会は 3 月 13 日(木曜日)に開催します。

6 閉 会

自治基本条例の制定について

I 自治基本条例とは何か

1 代表的な定義

- (1) 自治体の運営・経営全体に関して、その基本理念、基本原則、制度等を定めるもの。また、まちを元気にするための理念や制度・仕組みを規定し、住民を幸せにする道具となる。
 - (2) その自治体の地方自治（住民自治、団体自治）の基本的なあり方を規定し、かつ、その自治体における法の体系の頂点に位置づけられる条例。⇒「自治体の憲法」
- ※ 自治体とは、役所だけではなく、議会、市民も含む広い意味である。

2 自治基本条例の要件

次の事項が定められている。

- (1) 自治（まちづくり）の基本理念や基本原則
- (2) 市民が自治（まちづくり）の主体として位置づけ（権利や責務）
- (3) 役所や議会が自治（まち）のためにがんばる規定
- (4) 市民や市民活動団体が自治（まち）をつくるにあたり、元気で活動することができる規定

II 自治基本条例の必要性

1 第3の改革による必要性

第1の改革	明治維新	→	明治憲法
第2の改革	戦後改革	→	日本国憲法
第3の改革	地方分権改革	→	自治体の新たな憲法

2 限られた資源を有効に使うシステムの必要性

- (1) 人口減少と財政難への対応
 - ① 限られた資源を有効に活用しながら、自治体のメンバーが元気に活動してまちをつくっていくことで乗り切っていくためのルールが必要。
 - (2) みんなが生き生き活躍できるルール
 - ① 地方分権でどんなまちにするかを自分たちで考え、地域で選択・決定することが必要。
 - ② 市民が、役所や議員任せではなく、公共主体としての確に判断・決定できるような条件や仕組みの整備が必要。
 - ③ 役所や議会が、市民のためという原点に立ち戻ってがんばるための行動基準や心構えを明らかにする必要。
- 自治体のメンバー全員が、元気でがんばれるような制度や仕組みを用意し、それによって、みんなが幸せに暮らせる社会をつくっていかうというのが自治基本条例である。

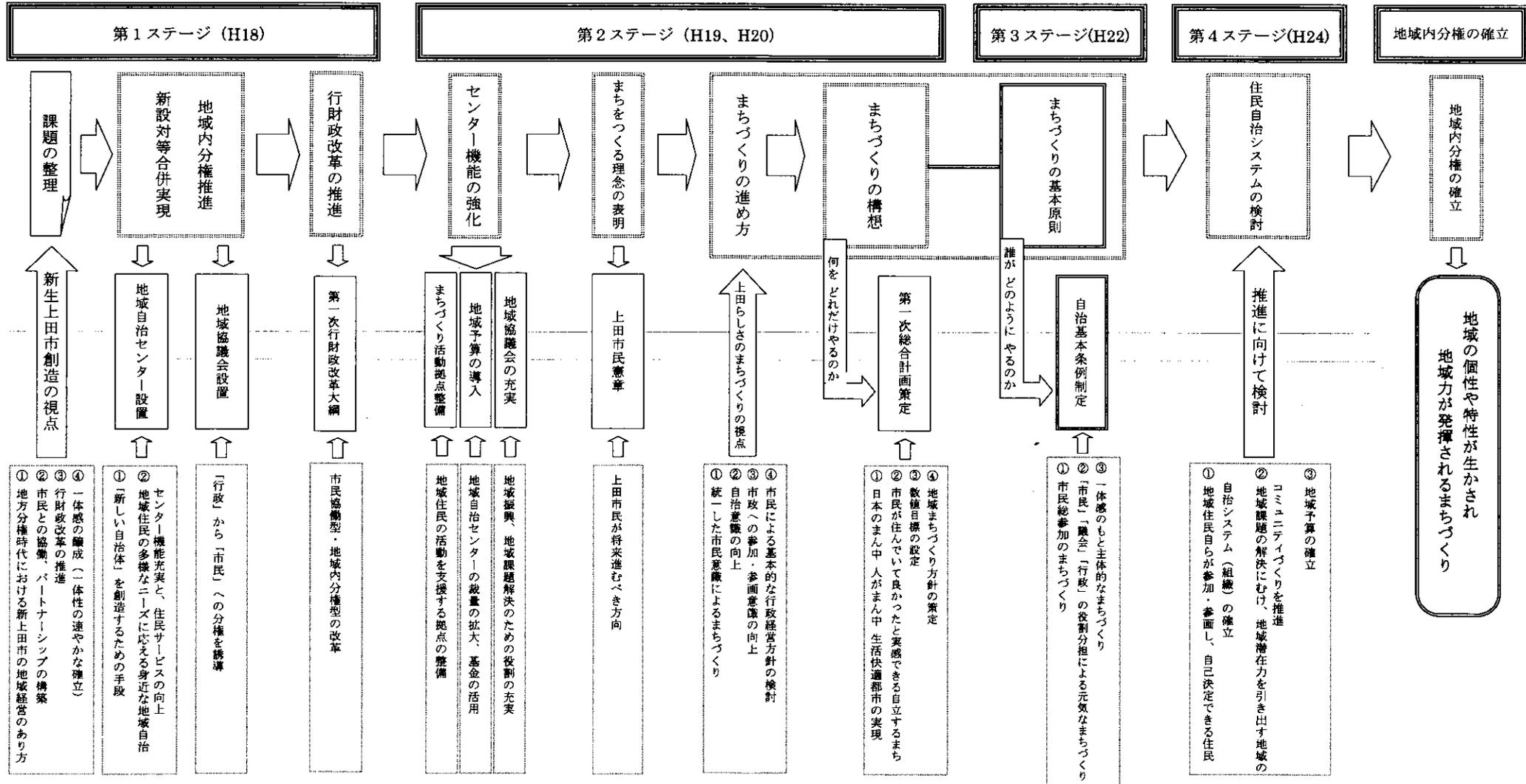
3 地域内分権推進における必要性

資料4-1「地域内分権の推進における自治基本条例の制定について」のとおり。

地域内分権の推進における自治基本条例の制定について (案)

趣旨・目的

- 1 地方分権の進展に伴い、地方自治体は自己責任・自己決定による、地域の個性と特色を生かしたまちづくりや行政経営が求められている。
また、自立的な行政経営や地域経営を進めていくためには、どのような考えでどのようなまちづくりをするのかを明らかにするとともに、市民が市政に参画するための基本的考え方を始め、まちづくりに関し、的確に判断、決定できる条件や仕組みの整備が必要になってきている。
- 2 上田市は旧4市町村による分権型合併を選択し、今後、更なる地域内分権を推進していく必要があり、自治体のメンバーである市民、議会、行政が、元気で頑張れる制度や仕組みである自治基本条例を策定し、地域の個性や特性が生かされ、地域力が発揮される上田市の創造に向けた取組みを行う。



「わがまち魅力アップ応援事業」について

趣旨・目的

1 個性あるふるさとづくり応援事業（自治会等対象）

地域の固有な資源を活用し地域の価値を高めることにより、ふるさとに誇りや夢を持ちコミュニティを活性化させるため、自ら実施する個性的な地域づくりを応援する。
（一地区一価値づくり…市長マニフェスト）

2 特色あるまちづくり応援事業（市民活動団体対象）

市民自らが創意工夫し、多くの市民を対象に公益的()事業を実施することにより、魅力あるまちづくりの推進を応援する。
（公益的:申請団体の構成員内の活動にとどまらず、不特定の参加者が見込まれるもの）

事業の概要

1 個性あるふるさとづくり応援事業（略称「ふるさとづくり事業」）

対象者	自治会・地区自治会連合会
対象となる事業	自然環境・景観・歴史・文化・民俗芸能など資源を掘り起こし、地域の価値を高め、又は創出し、ふるさとに誇りや夢を持つことでコミュニティの活性化を図り一体感の醸成に寄与する継続性のある地域づくり事業を対象とする。
地域資源	有形無形を問わず、1地域1テーマを登録するものとする。
対象経費	原材料費・消耗品費・使用料及び賃借料等（詳細は裏面参照）
補助限度額	150万円
補助率	補助対象経費の100%助成
補助期間	5年以内（補助総額150万円以内）

対象テーマ例（ のまち 又は の里 とし、 は自治会名）

- ・ 「蛍飛び交う環境にやさしいまち 」(用水路の環境整備等を自治会で協力して行い蛍を復活させ、飛び交う時期には蛍を見ながらの交流会を行う等の事業)
- ・ 「歴史の薫る町並みを生かしたまち 」(街並みに花を植え育てたり、町並みを活用したイベント等の開催によるコミュニティの活性化事業)
- ・ 「桜街道の道づくりの里 」(次世代を見据えて自治会内道路の両側に桜の木を植え、育て、開花時には、写生大会や花見会等を行って交流を図る事業)

2 特色あるまちづくり応援事業（略称「まちづくり事業」）

対象者	5人以上でまちづくりを行う市民活動団体
対象となる事業	まちづくりに熱意やアイデアを持つ市民の皆さんが、不特定多数の方が参加でき世代間・地域間交流が促進する事業として自主的に実施する新生上田市の魅力をアップするまちづくりに寄与する事業を対象とする。
対象経費	原材料費・消耗品費・使用料及び賃借料等（詳細は裏面参照）
補助限度額	100万円
補助率	補助対象経費の100%助成
補助期間	2年以内（補助総額100万円以内）

対象事業例

- ・ テーマを決めて行う地域間や世代間の連帯感を高める手づくりイベント事業
- ・ 大勢の参加を呼びかけて実施するスポーツ・レクリエーション等の交流事業
- ・ 市のイベント等に併せて効果的に行われる自主企画事業 など

補助対象経費 (ただし、総事業費から参加負担金等の収入を除く)

項目	内容
原材料費	事業に直接必要な原材料費
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費
謝金	外部講師や出演者への謝礼、専門的技能を有する協力者への謝金 (行事参加者に対する賞品、参加賞は対象としない)
旅費・交通費	講師、出演者等の交通費、宿泊費 (上田市の基準による)
使用料及び賃借料	事業に要する会場使用料、車両、機械等の借上料
印刷製本費	チラシ、ポスター、チケット等の印刷費
通信費	事業の実施、連絡等に要する郵便料等 (電話・FAX料を除く)
燃料費	作業等に必要な機材や車両等の燃料費
保険料	事業の実施に係る保険料
委託費	事業実施に必要な専門的な業務の委託費 補助対象は、補助対象経費全体額のうちの1/3以内
備品購入費	事業実施に必要な機材・備品(価格が3万円以上で2年以上使用する物品)の購入費 補助対象は、補助対象経費全体額のうちの1/5以内
その他	補助対象外の経費 ・団体の事務所等を維持するための経費 ・団体の経常的な事業に要する経費 ・団体の構成員の飲食費 ・団体の構成員に対する人件費、謝礼 ・不動産取得費 ・公租公課 等

申請時に見積書が必要な経費

1. 印刷製本費 2. 委託費 3. 備品購入費
4. 原材料費、消耗品費、謝金、使用料・賃借料で単価が3万円以上のもの

補助対象外事業

- (1) 政治、イデオロギー、宗教、営利などを目的とする事業
- (2) 実質的に完了した事業(事業開始は原則として補助の交付決定後とする)
- (3) 同一年度において、本制度による補助実績のある団体が行う事業(一団体への補助は一年度あたり一事業に限る)
- (4) 同一年度に国・県、及び市の他の制度による補助実績または見込のある事業
- (5) 「ふるさとづくり事業」においては、継続性が認められない事業
- (6) 「まちづくり事業」においては、公益性が認められない事業
- (7) 「まちづくり事業」においては、元気な地域づくり事業補助金(上田・武石地域)、住民提案型事業補助金(丸子地域)、地域づくり活動事業補助金(真田地域)による補助実績のある事業(ただし、住民提案型事業補助金による補助実績がある事業については、補助期間内の場合は除く)

5 申込から交付までの流れ (下記内容は、各地域協議会により異なる場合があります。)

募集案内 3月に広報うえだ及び上田市ホームページ、公的施設でのチラシ、協議会報等でお知らせします。

補助金選考申込

〔第1次募集は4月1日から5月末までとし、状況により追加募集を行います。〕

補助金の交付を希望する団体は、以下の書類を主たる事業実施地域の「地域協議会」事務局へ直接提出してください。事務局にて事業内容についての聴き取りをさせていただきます。

選考申込書
収支予算書
実施区域図(事業内容により必要な場合のみ)
地域資源活用テーマ登録申請書(個性あるふるさとづくり応援事業のみ)
団体概要書(特色あるまちづくり応援事業のみ)

交付事業選考

事業実施地域の「地域協議会」において事業の選考及び実施にあたっての助言を行います。

補助金交付申請

「地域協議会」における選考後、選考結果についての内定通知書を送付します。補助金交付の内定の受けた団体は補助金交付申請書を提出してください。

交付決定

「地域協議会」における選考結果により市長が補助金の交付・不交付の決定を行い、補助金交付決定通知書を送付します。

事業開始

交付決定を受けた後、事業を開始してください。なお、事業を中止する場合は補助金交付申請取下書、事業等の内容が変更となる場合は変更承認申請書及び収支変更予算書の提出が必要です。(事前に主たる事業実施地域の地域協議会事務局までご連絡ください。)

実績報告

事業完了後、速やかに以下の書類を提出してください。
実績報告書
収支決算書
事業内容がわかる資料(写真・当日のチラシ等)
領収書の写し

交付額の確定及び交付

市では実績報告書に基づき補助金の交付額を確定後、申請団体からの交付請求を受け、補助金を交付します。

6 お問い合わせ先

事業実施地域	応募受付	連絡先	選考機関
全市域で実施を予定する事業	まちづくり協働課	22-4100 内線 1354	地域協議会正副会長会
東部地区、南部地区、中央地区、 北部地区及び神川地区	中央公民館 (まちづくり協働課)	22-0760	上田中央地域協議会
西部地区、塩尻地区	西部公民館 (まちづくり協働課)	27-7544	上田西部地域協議会
城下地区、川辺地区、泉田地区	城南公民館 (まちづくり協働課)	27-7618	上田城南地域協議会
神科地区、豊殿地区	豊殿地域自治センター	35-2939	神科・豊殿地域協議会
東塩田地区、中塩田地区、 西塩田地区、別所温泉地区	塩田地域自治センター	38-3000	塩田地域協議会
川西地区	川西地域自治センター	31-2002	川西地域協議会
丸子地区	丸子地域自治センター 地域振興課	42-1011	丸子地域協議会
真田地区	真田地域自治センター 地域振興課	72-2202	真田地域協議会
武石地区	武石地域自治センター 地域振興課	85-2824	武石地域協議会

日帰り温泉施設等の経営見直し（料金改定）について（案）

上田市行財政改革推進委員会の「施設の経営の見直しについて」の答申では、厳しい財政状況のもとで今までどおり市が多額の一般財源を投入して日帰り温泉施設等を運営することに対して検討が求められています。また、早急に取り組むべき項目の一つとして受益者負担の適正化が求められており、今回これらの施設の利用料金等を統一的に見直すこととしました。

なお、20年度からは施設ごとに明確な数値目標を掲げて経営改善に努め、料金見直しに併せてサービス向上、消耗品等の共同購入等による経費節減、利用者・収入増対策を行います。

【日帰り温泉施設】（ささらの湯、ふれあいさなだ館、うつくしの湯、新相染閣）

1 料金改定の基本的考え方

- (1) 収支改善を図る。
- (2) 公平性・公正性の観点から適正な受益者負担とする。
- (3) 近傍類似施設の料金を考慮する。
- (4) 料金体系を原則統一する。
- (5) 施設固有のサービスについては、別途の料金体系とするが、共通部分と同様の考え方に立って料金改定する。（ささらの湯：朝風呂、新相染閣：岩盤浴）
- (6) 小人料金を大人料金の半額とする。

2 サービス向上策

- (1) 料金体系を統一し、共通利用券を発行して利便性の向上を図る。
（年間券、半年券、回数券）
- (2) 半年券を発行し、利便性の向上を図る。
- (3) 障害者に対する減免措置の対象範囲、対象施設を拡大するとともに、50%減免に統一する。
- (4) 家族券（年間券）を全施設に拡大し、利用促進と料金改定による激変を緩和する。
- (5) 年末年始の休館については、31日の5時以降のみ休館できるものとする。（条例改正せず運用で実施）

3 具体的内容（詳細は別添資料1参照）

(1) 1回券

適正な受益者負担や近傍類似施設との均衡に配慮する。

大人500円、小人250円、未就学児童無料

(2) 回数券（11回券）

① 4施設の共通利用券とする。

② 10回分の料金で11回利用できるものとする。

大人5,000円、小人2,500円

(3) 年間券

- ① 4施設の共通利用券とする。
- ② 料金は、次のとおり年間平均利用回数の1/2程度で元が取れるように設定。
大人35,000円、小人17,000円

施設名 (年間券利用状況)		販売数	延べ 利用者数	平均 利用回数	1回当たり 単価
日帰り 温泉施設	ささらの湯	285枚	54,899人	192.6回	130円
	ふれあいさなだ館	593枚	79,496人	134.1回	186円
プール等	クアハウス	55枚	6,955人	126.5回	198円
	アクアブラザ	870枚	106,209人	122.1回	246円
合計		1,803枚	247,559人	137.3回	-

* $137.3 \times 1/2 = 68.7 \approx 70$ 回 $500 \text{円} \times 70 \text{回} = 35,000 \text{円}$

(4) 半年券

- ① 全施設に半年券を設定（ふれあいさなだ館導入済み）
- ② 4施設の共通利用券とする。
- ③ 料金は、年間券の1/2を若干上回る設定とする。
大人18,000円、小人9,000円

(5) 家族券（年間券）

- ① 家族券を全施設に拡大し、利用促進と料金改定による激変を緩和する。
- ② 条件
家族券は、同居している親族であることを証する書類（住民票、運転免許証等）を提示し確認できた者に適用する。
- ③ 内容
1年間につき、1世帯当たりの基本額10,000円に、一般1人当たり25,000円、小・中学校の児童・生徒1人当たり12,000円を加算した額
<例> 大人2人：70,000円→60,000円（割引率14.3%）
大人3人：105,000円→85,000円（割引率19.0%）
大人2人、小人2人：104,000円→84,000円（割引率19.2%）

(6) 共通利用券

年間券、半年券、回数券は、4施設の共通利用券として利用できる。

(7) 障害者減免

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持し施設利用時に提示した者（以下「身体障害者等」という。）の1回券の使用料は、50パーセント減免する。また、身体障害者等が施設を利用するに当たり付き添いを必要と認めるときは、付き添いの1回券の使用料も50パーセント減免する。

(8) 施行日、経過措置等

- ① 施行日は周知期間及び準備期間を考慮し、平成20年7月1日とする。
（新相染閣を除く。）
- ② 改正条例施行前に発行した券は、改正後も有効（有効期限のあるものについては有効期限内に限る。）とするが、4施設の共通利用券としては利用できない。
- ③ いち早く新料金が適用される新相染閣の年間券等は、他の温泉施設に先行して共通利用券として利用できるものとする。

【プール施設等】（クアハウス、アクアプラザ）

1 料金改定の基本的考え方

- (1) 収支改善を図る。
- (2) 公平性・公正性の観点から適正な受益者負担とする。
- (3) サービスの提供内容が異なるため各施設の特徴を残す。

2 サービス向上策

- (1) 半年券を発行し、利便性の向上を図る。
- (2) 障害者に対する減免措置の対象範囲を拡大するとともに、50%減免に統一する。

3 具体的内容（詳細は別紙参照）

(1) 1回券

回券の金額は改定せず、施設のサービス内容も異なるため統一しない。ただし、クアハウスの幼児（200円）を廃止し、未就学児童（無料）とする。

(2) 回数券

回数券の金額は1回券10回分の金額で11回利用できるものとする。

(3) 年間券・半年券

年間券の料金を統一するとともに、半年券を創設する。

年間券： 大人38,000円、小人19,000円

半年券： 大人20,000円、小人10,000円

(4) 家族券

① 日帰り温泉施設と同様に家族券を全施設に拡大し、利用促進と料金改定による激変を緩和する。

② 条件

家族券は、同居している親族であることを証する書類（住民票、運転免許証等）を提示し確認できた者に適用する。

③ 内容

1年間につき、1世帯当たりの基本額10,000円に、一般1人当たり28,000円、小・中学校の児童・生徒1人当たり14,000円を加算した額

<例> 大人2人：76,000円→66,000円（割引率13.2%）

大人3人：114,000円→94,000円（割引率17.5%）

大人2人、小人2人：114,000円→94,000円（割引率17.5%）

(5) 減免

日帰り温泉施設と同じ。

(6) 施行日、経過措置等

- ① 施行日は周知期間及び準備期間を考慮し、平成20年7月1日とする。
- ② 改正条例施行前に発行した券は、改正後も有効（有効期限のあるものについては有効期限内に限る。）とする

資料1 使用料等改定案

1 温泉施設（ささらの湯・ふれあいさなだ館・うつくしの湯・新相染閣）

(1) 共通部分

利用区分等	回数券	施設名	使用料等		備考
			現行	改定案	
一般	1回券		400円	500円	25%
	回数券	ささらの湯・うつくしの湯	(11回券) 4,000円	(11回券) 5,000円	25% (1回364円→455円)
		ふれあいさなだ館	(12回券) 4,000円		36.6% (1回333円→455円)
	半年券	ささらの湯・うつくしの湯	—	1人半年間につき 18,000円	新設 (36回)
ふれあいさなだ館		15,000円	20% (37.5回→36回)		
年間券		1人1年間につき 25,000円	1人1年間につき 35,000円	40% (62.5回→70回)	
小・中学校の児童・生徒	1回券	ささらの湯・うつくしの湯	250円	250円	—
		ふれあいさなだ館	300円		△16.7%
	回数券	ささらの湯・うつくしの湯	(11回券) 2,500円	(11回券) 2,500円	— (1回227円)
		ふれあいさなだ館	(12回券) 3,000円		△9.2% (1回250円→227円)
半年券	ささらの湯・うつくしの湯	—	1人半年間につき 9,000円	新設 (36回)	
	ふれあいさなだ館	6,000円		50% (20回→36回)	
年間券		1人1年間につき 15,000円	1人1年間につき 17,000円	13.3% (60回→68回)	
未就学児童			無料	無料	—
家族券	年間券	ささらの湯	1年間につき、1世帯当たりの基本額10,000円に、一般1人当たり20,000円、小・中学校の児童・生徒1人当たり10,000円を加算した額	1年間につき、1世帯当たりの基本額10,000円に、一般1人当たり25,000円、小・中学校の児童・生徒1人当たり12,000円を加算した額	基本額：0% 一般：25% 児童・生徒：20%
		ふれあいさなだ館	1世帯1年につき 10,000円に大人1人当たり15,000円を、小人1人当たり5,000円を加算した額		基本額：0% 一般：67% 児童・生徒：140%
		うつくしの湯			新設

障害者減免 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持し施設利用時に提示した者（以下「身体障害者等」という。）の1回券の使用料は、50パーセント減免するものとする。また、身体障害者等が施設を利用するに当たり付き添いが必要であると認めるときは、付き添いの1回券の使用料についても50パーセント減免するものとする。

- (注) 1 ささらの湯は通常時間帯（午前10時から午後9時まで）のもので、次頁の施設固有の朝風呂（午前5時から午前8時まで）を含まない。
 2 家族券は、同居している親族であることを証する書類（住民票、運転免許証等）を提示し確認できた者に適用する。
 3 上記の共通部分の年間券、半年券及び回数券は、共通利用券として利用できる。（次頁の朝風呂及び岩盤浴の利用券は共通利用券としては利用できない。）
 4 現況の障害者減免状況（福祉課資料より）

ささらの湯	ふれあいさなだ館	うつくしの湯	相染閣
身障者手帳1～3級 1/2	身障者手帳1～3級 1/2	なし	身障者手帳1～3級 1/2

(2) 施設固有部分

施設名	利用区分等		使用料等		備考	
			現行	改定案		
ささらの湯	朝風呂 (午前5時から午前8時まで)	一般	1回券	200円	300円	50%
			回数券(11回券)	2,000円	3,000円	50% (1回182円→273円)
			半年券	-	1人半年間につき 11,000円	新設(36.7回)
		年間券	1人1年間につき 13,000円	1人1年間につき 21,000円	61.5% (65回→70回)	
		小・中学校の児童・生徒	1回券	100円	150円	50%
			回数券(11回券)	1,000円	1,500円	50% (1回91円→136円)
	半年券		-	1人半年間につき 5,500円	新設(36.7回)	
	終日券 (朝風呂+通常営業)	一般	年間券	1人1年間につき 30,000円	-	廃止
		小・中学校の児童・生徒	年間券	1人1年間につき 18,000円	-	廃止
	ふれあい さなだ館	法人	年間券	1回当たり200,000円で年間券を5枚購入	-	廃止
新相染閣	岩盤浴使用料	1回券	-	500円	新設	
		回数券(11回券)	-	5,000円	新設(1回455円)	

(注) 1 ささらの湯の朝風呂は、共通部分と同様の考え方で料金改定する。

2 新相染閣の岩盤浴施設を使用する場合は、共通部分の使用料等に加えて岩盤浴使用料を別途徴収する。

2 プール施設（クアハウス・アクアプラザ）

（1）共通部分

利用区分			使用料等		備考
			現行	改定案	
一般	1回券	クアハウス	700円	700円	—
		アクアプラザ	750円	750円	—
	回数券	クアハウス	(20回券) 10,000円 (10回券) 5,000円	(11回券) 7,000円	27.2% (1回500円→636円)
		アクアプラザ	(11回券) 7,500円	(11回券) 7,500円	— (1回682円)
	半年券	クアハウス アクアプラザ	— —	1人半年間につき 20,000円	新設 (28.6回) 新設 (26.7回)
	年間券	クアハウス アクアプラザ	1人1年間につき 25,000円 1人1年間につき 30,000円	1人1年間につき 38,000円	52% (35.7回→54.3回) 26.7% (40回→50.7回)
小・中学校の児童・生徒	1回券	クアハウス	500円	500円	—
		アクアプラザ	—	—	—
	回数券(11回券)	クアハウス	(20回券) 5,000円 (11回券) 5,000円	(11回券) 5,000円	82% (1回250円→455円) — (1回455円)
		アクアプラザ	—	—	—
	半年券	クアハウス アクアプラザ	— —	1人半年間につき 10,000円	新設 (20回) 新設 (20回)
年間券	クアハウス アクアプラザ	1人1年間につき 12,500円 —	1人1年間につき 19,000円	52% (25回→38回) 新設 (38回)	
未就学児童			無料	無料	—
家族券	年間券	クアハウス アクアプラザ	— —	1年間につき、1世帯当たりの基本額10,000円に、一般1人当たり28,000円、小・中学校の児童・生徒1人当たり14,000円を加算した額	新設
			家族2人1年間につき50,000円3人以上の場合は、2人超える1人につき10,000円を加算する。		

障害者減免	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持し施設利用時に提示した者（以下「身体障害者等」という。）の1回券の使用料は、50パーセント減免するものとする。また、身体障害者等が施設を利用するに当たり付き添いが必要であると認めるときは、付き添いの1回券の使用料についても50パーセント減免するものとする。
-------	--

- (注) 1 1回券の金額は統一せず据え置きとする。
 なお、アクアプラザは、昼間（午前10時から午後5時まで）750円、夜間（午後5時から午後9時まで）500円、全日（午前10時から午後9時まで）900円の区分を設けていたが、昼間の区分を廃止し、全日750円と夜間500円にする。（夜間の区分は次頁の施設固有部分を参照）
- 2 家族券は、同居している親族であることを証する書類（住民票、運転免許証等）を提示し確認できた者に適用する。
- 3 現況の障害者減免状況（福祉課資料より）

クアハウス	アクアプラザ
身障者手帳1～2級 700円→500円	身障者手帳1～3級 1/2

(2) 施設固有部分

施設名	利用区分等		使用料等		備考	
			現行	改定案		
クアハウス	幼児	1回券	200円	—	廃止（未就学児童の区分にして無料化）	
	法人会員券	年間券	1法人1年間につき 100,000円	1法人1年間につき 150,000円	50%	
	回数券	身体障害者1級又は2級 20回	5,000円	—	廃止（利用実績が少なく、対象範囲を拡大した障害者減免で対応）	
	付添入館者	1回券	100円	—	—	
	家族回数券	大人10回	5,000円	—	廃止（家族としての利用実績でなく単なる回数券としての利用であるため、共通部分の回数券で対応）	
		小人20回	5,000円	—	—	
アクアプラザ	夜間（午後5時から午後9時まで）	一般	1回券	500円	500円	—
			回数券（11回券）	5,000円	5,000円	—
	60歳以上の者 全日（午前10時から午後9時まで）	一般	1回券	500円	500円	—
			回数券（11回券）	5,000円	5,000円	—
			半年券	—	1人半年間につき 18,000円	新設（36回）
		年間券	1人1年間につき 25,000円	1人1年間につき 30,000円	20%（50回→60回）	
	団体（15人以上）	一般	1回券	600円	600円	—
		小・中学校の児童・生徒並びに60歳以上の者	1回券	400円	400円	—
		未就学児童	1回券	無料	無料	—
	グループ券		年間券	1年間3枚につき 75,000円	—	廃止（年間券購入者が施設で知り合った同士でこの券に移行する例が多く、利用促進につながっていない。）
	健康浴室のみ利用する場合	一般、小・中学校の児童・生徒並、60歳以上の者	1回券	300円	400円	33.3%
			回数券（11回券）	3,000円	4,000円	33.3%（1回273円→364円）
		未就学児童	1回券	無料	無料	—

2

資料 2 日帰り温泉施設料金比較表（現況）

	ささらの湯	さなだ館	うつくしの湯	クアハウス	アクアブラザ	湯楽里館(東御)	びんぐしの湯(坂城)	やすらぎの湯(長和)	ふれあいの湯(長和)	権現の湯(立科)
1回券(大人)	400円	400円	400円	700円	750円	500円	500円	500円	300円	400円
1回券(小人)	250円	300円	250円	500円	500円	300円	300円	300円	200円	200円
回数券(大人)	4,000円 (11回)	4,000円 (12回)	4,000円 (11回)	10,000円 (20回)	7,500円 (11回)	5,000円 (11回)	5,000円 (11回)	5,000円 (11回)	3,000円 (11回)	
回数券(小人)	2,500円 (11回)	3,000円 (12回)	2,500円 (11回)		5,000円 (11回)	3,000円 (11回)	3,000円 (11回)	3,000円 (11回)		
回数券(大人)朝	2,000円 (11回)									
回数券(小人)朝	1,000円 (11回)									
半年券(大人)		15,000円								18,000円
半年券(小人)		6,000円								9,000円
年間券(大人)	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	30,000円	40,000円	28,000円	25,000円	20,000円	34,000円
年間券(小人)	15,000円	10,000円		12,500円			15,000円	15,000円	10,000円	17,000円
家族券(基本料金)	10,000円	10,000円			50,000円 (2人)					
家族券(大人1人)	20,000円	15,000円			10,000円					
家族券(小人1人)	10,000円	5,000円								
家族半年券(基本料金)		6,000円								
家族半年券(大人)		9,000円								
家族半年券(小人)		3,000円								
家族回数券(大人)				5,000円 (10回)						
家族回数券(小人)				5,000円 (20回)						
グループ券					75,000円 (3枚)					
法人会員券		200,000円 (5枚)		100,000円						

資料3 施設別収支状況表（調整後） <行財政改革推進委員会で検討した9施設の資料>

（単位：千円）

年度	ささらの湯				クアハウス				ふれあいさなだ館				うつくしの湯			
	収入	支出	収支差額	一般財源 投入額	収入	支出	収支差額	一般財源 投入額	収入	支出	収支差額	一般財源 投入額	収入	支出	収支差額	一般財源 投入額
14	63,013	82,299	△ 19,286	19,419	22,251	27,658	△ 5,407	3,049	164,881	163,639	1,242	△ 6,000	104,757	110,173	△ 5,416	6,942
15	63,223	77,614	△ 14,391	14,502	22,325	30,333	△ 8,008	1,925	151,812	152,628	△ 816	0	99,810	107,656	△ 7,846	10,078
16	61,927	83,490	△ 21,563	20,605	21,180	29,240	△ 8,060	3,389	120,896	144,998	△ 24,102	24,000	102,246	110,058	△ 7,812	11,285
17	67,784	83,480	△ 15,696	14,769	20,676	24,849	△ 4,173	3,063	111,635	157,728	△ 46,093	39,000	99,829	105,766	△ 5,937	10,035
18	72,804	92,564	△ 19,760	18,229	9,828	28,821	△ 18,993	18,993	108,826	154,390	△ 45,564	54,700	98,179	115,116	△ 16,937	20,254

年度	農業バイオセンター				アクアプラザ				鹿月荘				雲溪荘			
	収入	支出	収支差額	一般財源 投入額	収入	支出	収支差額	一般財源 投入額	収入	支出	収支差額	一般財源 投入額	収入	支出	収支差額	一般財源 投入額
14	34,919	70,181	△ 35,262	35,271	56,567	213,446	△ 156,879	157,053	161,612	159,242	2,370	△ 2,370	108,366	107,239	1,127	7,218
15	30,546	67,650	△ 37,104	37,111	55,947	209,952	△ 154,005	154,033	171,478	174,348	△ 2,870	2,870	89,795	122,416	△ 32,621	38,162
16	29,043	63,142	△ 34,099	34,456	50,053	201,191	△ 151,138	151,102	162,413	158,197	4,216	△ 4,216	89,513	98,135	△ 8,622	12,562
17	26,363	54,518	△ 28,155	32,369	52,051	194,175	△ 142,124	142,103	156,461	151,517	4,944	△ 4,944	84,095	91,082	△ 6,987	5,736
18	25,773	57,371	△ 31,598	34,103	49,849	177,271	△ 127,422	125,510	134,950	142,466	△ 7,516	7,516	77,388	87,498	△ 10,110	5,870

年度	番所ヶ原スキー場			
	収入	支出	収支差額	一般財源 投入額
14	26,672	30,947	△ 4,275	4,455
15	21,903	24,746	△ 2,843	2,552
16	29,627	30,743	△ 1,116	3,629
17	20,383	34,266	△ 13,883	7,704
18	18,758	28,665	△ 9,907	6,672

（注） 収入・支出は、市と指定管理者の収入・支出の単純合計から、指定管理料（委託料）、補助金等の市と指定管理者の間の相互の取引について調整済

平成19年12月21日

上田市長 母袋 創一様

上田市行財政改革推進委員会
会長 小池 俊



施設の経営の見直しについて（答申）

平成19年4月20日に民間活力導入指針の策定と施設の経営の見直しについて諮問を受け、今回9施設の民間活力導入による経営の見直しについて、下記の考えに基づき別紙のとおり答申いたします。

記

施設経営の見直しに当たっては、厳しい財政状況を踏まえ各施設を現状のまま放置することができないという認識の下で、「民間活力導入指針」の基本的考え方で示された『民間にできることは民間に委ねる』を基本とし、

- 1 行政と民間の役割分担の見直し
- 2 行政の経営資源の重点配分
- 3 市民協働によるまちづくりの推進
- 4 地域の活性化
- 5 上田らしさの確保

の五つの視点から検討いたしました。特に、今回施設経営の見直しを具体的に検討するに当たっては、

- 1 サービス向上と行政の人的経営資源の重点配分及び財政的側面からの検討（受益者負担の適正化を含む）
- 2 地域の活性化を図り上田らしさを発揮するために、既存の施設を有効活用できないかという側面からの検討
- 3 各施設を「日帰り温泉施設」「温泉宿泊施設」「その他の施設」の三つのグループとして捉えた上での検討

の三つの項目に留意し、

- 1 施設のあるべき姿
- 2 当面の施設経営の方向性
- 3 20年度から取り組むべき経営改善策
- 4 一般の民間事業者が指定管理者となった場合の課題と解決方法
- 5 民営化（民間移譲）した場合の課題と解決方法

の五つに分けて実効性を考慮した対応方針を示しております。

なお、施設の経営見直しを進めるためには、多くの施設の指定管理者である(財)上田市地域振興事業団、(社)上田市丸子地域振興公社、(財)上田市真田の郷振興公社及び(社)武石開発公社の4団体について、早急に市が責任を持って統廃合を進めることが重要です。

以上

対象施設

1	農林漁業体験実習館（室賀温泉ささらの湯）	日帰り温泉施設
2	真田温泉健康ランドふれあいさなだ館	
3	武石温泉うつくしの湯	
4	鹿教湯温泉健康センター（クアハウスかけゆ）	温泉宿泊施設等
5	鹿教湯温泉国民宿舎鹿月荘	
6	岳の湯温泉雲溪荘	
7	農業バイオセンター	その他の施設
8	上田室内プール（アクアプラザ上田）	
9	武石番所ヶ原スキー場	

上田市行財政改革推進委員会委員名簿（委員は五十音順）

会 長	小 池 俊 一	委 員	武 井 純 雄
副 会 長	宮 沢 俊 行	委 員	上 屋 陽 一
委 員	鬼 頭 寿	委 員	西 沢 宗 夫
委 員	久保木 匡 介	委 員	花 岡 静 枝
委 員	小宮山 匡 子	委 員	三 井 秀 雄
委 員	斉 藤 ゆり子	委 員	森 田 小百合
委 員	高 橋 比呂美	委 員	米 津 さち子
委 員	田 口 一 朗		

審議経過（施設経営見直し関係分）

月 日	会 議	会 議 内 容
4月20日	第1回 全体会	諮問 施設経営の見直し （民間活力導入指針（案）の策定）
7月17日	第5回 全体会	施設の内容説明
7月27日	第6回 全体会	施設視察と施設受託者ヒアリング
7月31日	第7回 全体会	〃
8月3日	第8回 全体会	〃
8月28日	第9回 全体会	施設所管課ヒアリング
9月25日	第1回 第1部会	日帰り温泉施設の経営見直しの協議
9月28日	第1回 第2部会	その他の施設の経営見直しの協議
10月9日	第2回 第1部会	日帰り温泉施設の経営見直しの協議
10月16日	第2回 第2部会	その他の施設の経営見直しの協議
10月23日	第3回 第1部会	部会案の取りまとめ
10月26日	第3回 第2部会	部会案の取りまとめ
11月6日	第10回 全体会	各部会の協議結果の報告と協議
11月20日	第11回 全体会	答申書の検討
12月21日	第12回 全体会	答申

日帰り温泉施設

項 目		農林漁業体験実習館（室賀温泉ささらの湯）	真田温泉健康ランド ふれあいさなだ館	武石温泉 うつくしの湯
1 施設の あるべき姿	方針	<p>日帰り温泉施設は、利用客も多く受益者負担を求めることのできる施設であり、同種のサービスを提供する民間事業者も多数存在している一方、厳しい財政状況のもとで市がこれらの施設を保有し運営する必要性について、様々な角度から検討すべき時期にきている。</p> <p>このため、平成22年度までは現行の指定管理者の下で明確な数値目標を掲げて経営改善に努め、指定期間満了後は一般の民間事業者が参入できる公募によって選定された指定管理者の下で経営努力を行う。これによっても、一般財源の投入額の圧縮など経営改善の成果が現れない場合については、民営化（民間移譲）を含めて施設の運営形態を再検討する。</p>		
2 当面の 施設経営の 方向性	方針	<p>現在の指定管理者の指定期間は平成22年度までであり、指定期間満了後は一般の民間事業者が参入できる公募により指定管理者の選定を行う。</p> <p>なお、類似の3施設（ささらの湯、ふれあいさなだ館、うつくしの湯）と現在建設中の相染閣を一体として公募するなど、施設経営のスケールメリットにも配慮する。</p>		
3 20年度から 取り組むべき 経営改善策	共通事項	(1) 指定管理者（市の外郭団体）が自ら数値目標を掲げて施設経営の改革を行い、サービスの向上と人件費の削減をはじめとする経費節減、利用者・収入増対策を行う。		
		(2) 日帰り温泉施設の3施設の共通利用券を発行し、利用者の利便性の向上を図る。		
		(3) 広告宣伝や営業活動を積極的にい行い利用促進を図る。特に共通利用券の発行時は、自治会の協力を得て券の販売活動を行うなど、積極的な営業活動に取り組む。		
		(4) 日帰り温泉施設の3施設の消耗品等の共同購入を実施する。		
		(5) 受益者負担の原則から使用料の見直しを実施する。 【例】 400円→500円、年間券25,000円→40,000円		
	個別事項	(1) 利用料金制を導入して指定管理者のインセンティブを働かせる。	(1) プールに要する経費が大きいため、プールの利用料を別途徴収する。 【例】 プール使用のみ400円 温泉使用のみ400円 両方使用800円	(1) 利用料金制を導入して指定管理者のインセンティブを働かせる。
		(2) 他の施設の例により12月31日の昼間についても開館する。	(2) 回数券を12回券から11回券に減少する。（ささらの湯、うつくしの湯は11回券）	(2) 食堂の構造及び配置を見直し、利用しやすい施設とする。
		(3)	(3) 食堂部門の収支改善を図る。 ・メニューを少なくする。 ・公社直営を廃し、食堂に民間事業者を入れる。	(3) 武石地域住民に限定した利用補助制度は廃止する。
4 その他	<p>利用料金制を採用している施設で市の施策として無料利用券等の配布を行う場合は、指定管理者と協議の上で実施するものとし、減収分については原則として市が補填するものとする。</p>			

温泉宿泊施設等

項 目		上田市鹿教湯健康センター（クアハウスかけゆ）	鹿教湯温泉国民宿舎鹿月荘	岳の湯温泉雲溪荘
1 施設の あるべき姿	方針	市と地域住民、観光協会、鹿教湯病院、大学等との連携のもと、鹿月荘、クアハウス、雲溪荘、鹿教湯温泉交流センター（建設中）等の各施設を観光振興や健康増進施設として位置づけ、活用方法を明確にして施設経営する必要がある。 このため、観光振興、地域振興の実現と施設の経営改善に向けて、指定管理者の下で明確な数値目標を掲げて経営努力を行う。これによっても、地域振興等への貢献や一般財源の投入額の圧縮など経営改善の成果が現れない場合については、民営化（民間移譲）を含めて施設の運営形態を再検討する。		
2 当面の 施設経営の 方向性	方針	現在の指定管理者の指定期間はクアハウスと雲溪荘が平成22年度まで、鹿月荘が平成21年度までであり、指定期間満了後は一般の民間事業者が参入できる公募により指定管理者の選定を行う。 なお、3施設（クアハウス、鹿月荘、雲溪荘）を一体として公募するなど、施設経営のスケールメリットにも配慮する。		
3 20年度から 取り組むべき 経営改善策	共通事項	(1) 指定管理者（市の外郭団体）が自ら数値目標を掲げて施設経営の改革を行い、サービスの向上と人件費の削減をはじめとする経費節減、利用者・収入増対策を行う。		
		(2) 広告宣伝や営業活動を積極的に行い利用促進を図る。		
		(3) クアハウスと鹿月荘は構造的に一体であり、両施設の連携を強化して効率的・効果的に運営することが必要である。このため、クアハウスの指定管理者を鹿月荘と同じ団体とする。	(3)	
	(4) クアハウス、鹿月荘、雲溪荘の連携を強化し、相互の施設の紹介を行ったり、消耗品等の共同購入を実施する。			
	(5)	(5) 地域の特産や立地条件を活かした食事の提供を行う。		
個別事項	(1) 受益者負担の原則から使用料の見直しを実施する。 【例】年間券 30,000円→40,000円	(1)	(1) 武石地域住民に限定した利用補助制度を廃止し、市民の保養及び健康増進を目的として全市民を対象とした制度に改める。	
	(2) 温泉型指定運動療法施設に認定され、トレーナーも配置しているため、病院等との連携を強化して利用促進を図る。	(2)	(2)	
4 その他	利用料金制を採用している施設で市の施策として無料利用券等の配布を行う場合は、指定管理者と協議の上で実施するものとし、減収分については原則として市が補填するものとする。			

その他の施設

項 目		農業バイオセンター	上田室内プール（アクアプラザ上田）	武石番所ヶ原スキー場
1 施設の あるべき姿	方針	(1) 花き苗の育苗部門については行政の本来業務でないため、民間事業者に業務を移譲する。	平成20年度までは現行の指定管理者の下で明確な数値目標を掲げて経営改善に努め、指定期間満了後は、一般の民間事業者が参入できる公募によって選定された指定管理者の下で経営努力を行う。これによっても、一般財源の投入額の圧縮など経営改善の成果が現れない場合については、施設の運営形態について再検討する。	当該施設の効率的な管理運営を考えた場合は、練馬区の武石少年自然の家と一体的に管理することが必要であり、平成22年度までは現行の指定管理者の下で明確な数値目標を掲げて経営努力を行い、その後については練馬区の施設の指定管理者の動向を見据えた上で、運営形態を再検討する。
		(2) 希少種の保存等の研究部門については、地産地消を推進し「上田らしさ」を確保する観点から市の業務とする。		
2 当面の 施設経営の 方向性	方針	(1) 同上	現在の指定管理者の指定期間は平成20年度までであり、指定期間満了後は一般の民間事業者が参入できる公募により指定管理者の選定を行う。	平成22年度までは、現行の指定管理者の下で明確な数値目標を掲げて経営改善に努める。
		(2) 研究部門については、効率的な経営を実現するため、育苗部門を移譲する民間事業者に業務委託する。		
3 20年度から 取り組むべき 経営改善策	共通事項	業務受託者及び指定管理者が自ら施設経営の改革を行い、人件費の削減をはじめとする経費節減や収入増対策を行う。		
	個別事項	(1) 受益者負担の原則から苗の出荷単価の見直しを実施する。	(1) 保守業務、光熱水費の支払業務等についても指定管理者の業務とするとともに利用料金制を導入し、経費節減や利用料収入の増加に向けて指定管理者のインセンティブを働かせる。	(1) 練馬区との関係を維持するとともに、こども料金を設定するなど利用者増対策を行う。
		(2)	(2) 受益者負担の原則から使用料の見直しを実施する。 【例】 年間券30,000円→40,000円 半年券の創設	(2) 大規模な改修については新たな財政負担となるため、練馬区との関係を含め総合的に将来の需要を見込んだ上で検討する必要がある。
		(3)	(3) 市との連携を一層強化して、施設の設置目的の一つである健康増進事業を積極的に推進する。	(3)
		(4)	(4) 25mプールの可動床の改良については、早急に検討する。	(4)
4 その他	利用料金制を採用している施設で市の施策として無料利用券等の配布を行う場合は、指定管理者と協議の上で実施するものとし、減収分については原則として市が補填するものとする。			

課題及び解決方法等

項 目	課 題	解決方法
1 一般の民間事業者を指定管理者とする場合	(1) 市の外郭団体が指定管理者となっている施設において次回指定されなかった場合は、これらの施設で働いている外郭団体職員の雇用の問題が生じる。	(1) ① 次回の公募までに、市の外郭団体自らが経営改革を行い、他の民間事業者と競争できる体制を整える。 ② 市として外郭団体職員の雇用問題に責任を持って対処するために、基本的考え方を示した上で対応する。
	(2) 各地域で行われるイベントとの連携の希薄化や施設の独自事業の廃止などにより、地域性が発揮されなくなるおそれがある。	(2) 市で実施するイベントへの協力及び既に施設の自主事業として実施しているイベントの継続・充実等、地域社会での活動や貢献を公募時の条件や選定基準とするなど、必要に応じた措置を講ずる。
	(3) 公募しても民間事業者の応募がないことが考えられる。	(3) ① 公募に当たっては、指定管理料の適正な設定、複数施設を一体として公募するスケールメリットの発揮などに配慮し、応募しやすい環境を整備する。 ② 平成22年度までに市の外郭団体の統廃合を進め、最終的な受け皿として整備する。
2 民営化(民間移譲)した場合	(1) 市の関与がなくなり、経営の悪化による施設の廃止等が安易に行われる恐れがある。	(1) 10年間は運営する、他の目的に転用できない等の一定の条件を課す。
	(2) 健康増進や地域振興等の施設設置の経緯から、民営化に対する地域住民の理解を得る必要がある。	(2) 民営化(民間移譲)の前段階として、公募による指定管理者制度により民間事業者を登用し、経営実績を積むことで市民の不安等を払拭する。
	留 意 事 項	
	(1) 施設建設の際に受けた国庫補助金や県補助金の返還が必要となる場合があることに留意する。 <建設時に国・県補助金を投入している施設> ささらの湯、ふれあいさなだ館、クアハウス、農業バイオセンター	(2) 地域協議会の意見を聴く必要がある場合のあることに留意する。

上田市丸子地域 3共同浴場料金改正について【説明資料】

問題点

3共同浴場のうち、大塩温泉館のみ源泉温度が低く、ボイラーによる加温をおこなっている。利用者数の低迷、昨今の燃料代の高騰により管理運営費に多額の部落会計積立金を充当している状況となっている。

解決策(案)

現在100円と低価格の利用料金を受益相当かつ近接及び類似施設とのバランスを保つ範囲内において改正し、料金収入の向上を図り、健全経営への回復を図る。

施設名称	利用料金(現行)	
町・高梨共同浴場	大人100円	小人50円
大塩温泉館	大人100円	小人50円
霊泉寺共同浴場	大人100円	小人50円

条例改正案

利用料金(改正後)	
大人200円	小中学生100円
大人200円	小中学生100円
大人200円	小中学生100円

大塩温泉館については引き続き温泉加熱費の支援を行う。具体的な支援額については決算額を勘案して決定する。

【近接及び類似施設との比較検討】

鹿教湯温泉 文殊の湯

入浴料300円

※3共同浴場とは別条例、建築年も新しい。

別所温泉 愛染閣(現行)

入浴料220円

※17:00～150円

別所温泉共同浴場

・石湯・大師湯
 ・大湯・あいそめの湯

入浴料150円

参考

長野県公衆浴場入浴料金統制額

入浴料380円

※H19.1.1施行

【料金改正に向けたこれまでの状況】

- ◆以前から地元では大塩温泉館の赤字経営の改善策を研究してきた。
- ◆H19から湯番の廃止による人件費の節減を図った。
- ◆H19.2.23開催の鹿教湯タウンミーティング(市長、副市長、部長が参加)において、市長から利用料金について、現在の社会情勢にあっているのか、受益相当分を考えると”安い”といった発言もあり、地元で料金改正への動きが活発になった。
- ◆原油高騰によるボイラー燃料値上げが更なる財政圧迫となってきた。
- ◆部落会計積立金が底をついてきたが、集落の人口増加や新たな会費徴収は厳しい状況になっている。

鹿教湯温泉交流センター条例案 【検討資料】

◆上田市鹿教湯温泉交流センター料金(案) 【建築構造：鉄骨2階建】

利用区分	利用料金					面積	収容人員 (予定)
	午前 (午前9時から午後1時まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後10時まで)	昼間 (午前9時から午後5時まで)	超過時間1時間につき		
交流室兼多目的ホール	2,000円	2,000円	2,500円	3,300円	600円	250.66㎡	192人(88人)
調理室	800円	800円	1,000円	1,300円	250円	44.71㎡	12人
研修室	800円	800円	1,000円	1,300円	250円	23.85㎡	10人
和室	800円	800円	1,000円	1,300円	250円	27㎡	12人
地域団体活動室	800円	800円	1,000円	1,300円	250円	56㎡	12人
会議室1	500円	500円	600円	650円	800円	38.42㎡	14人
会議室2	500円	500円	600円	650円	800円	38.42㎡	14人

利用者が営利を目的として利用する場合は、利用料金の100パーセントの額を、営利を目的としないで入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、利用料金の30パーセントの額を加算する。

◆上田市コミュニティーセンター西内料金表【建築構造：鉄骨2階建】

利用区分	利用料金				面積
	営利を目的としない場合			営利を目的とする場合(1日1回につき)	
	午前 (午前9時から午後1時まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)		
農業経営研修室	800円	800円	1,000円	8,000円	37.93㎡
教養講座室	1,000円	1,000円	1,200円	10,000円	72.81㎡
大会議室	2,000円	2,000円	2,500円	25,000円	201.07㎡
調理実習室	800円	800円	1,000円	8,000円	25.05㎡
浴室	一般(中学生の生徒以上)			100円	※ 比較対象なし
	小学校の児童			50円	
	乳幼児			無料	

- 冠婚葬祭及び飲食が主目的の場合は、営利を目的としない場合の2倍とする。
- 市外者の利用料金は、2倍とする。ただし、冠婚葬祭及び飲食が主目的の場合は、2.2倍とする。
- 利用者が1日を単位として、別表の区分ごとの利用又は連続して室区分・時間等利用した場合は、その合計額(3,300円以下は、その額とする。)を利用料金とする。

※各色は、類似料金及び類似広さの部屋を示す。

※交流センター会議室1・会議室2については、西内教養講座室の約半分とみなす。

上田市都市計画マスタープラン地域別構想 丸子地域 (案)

(1) 将来像

(キャッチフレーズ)
**水辺、里山、人きらめき、産業活力が満ちた
 依田川流域のまち**

(基本目標)

- 製造業の集積が高い地域であることから、職住近接のゆとりある生活空間の創出をめざすとともに、地域内外の交流促進や日常生活のための道路交通環境整備を進めます。
- 依田川、内村川周辺に親水空間を創出し、里山、農地とあわせて良好な自然環境や景観の保全を図り有効活用を進めます。
- 丸子温泉郷や信州国際音楽村などの観光・文化資源や工業・農業などの産業資源の効果的な連携と活用を図りながら、地域内外の交流の促進をめざします。

(2) 現状と課題

I 地域の現況

市内でも有数の製造業の集積地となっています。

国道152号や254号が通る交通の要衝であるほか、地域の中央には依田川が流れ、豊かな自然環境の中に信州国際音楽村や温泉療養地である丸子温泉郷などの観光地が点在しています。

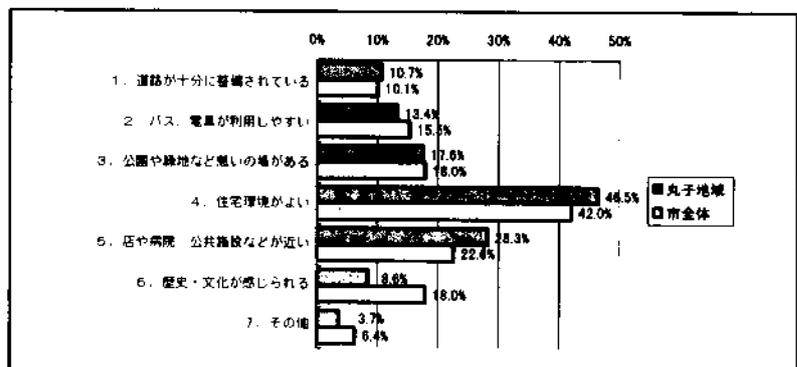
また、国道152号及び市道下丸子腰越線沿いの周辺では商業・業務施設や商店街、公共施設などの都市機能が集積した沿道型市街地を形成しています。



II アンケート結果

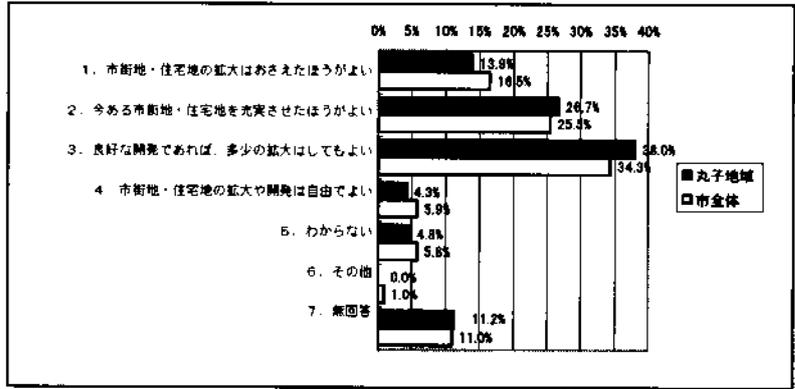
①満足している点について

- 住環境が最も高く、次いで生活利便施設に対する満足度が高くなっています。
- 歴史・文化性への満足度の割合については、市全体を大きく下回っています。



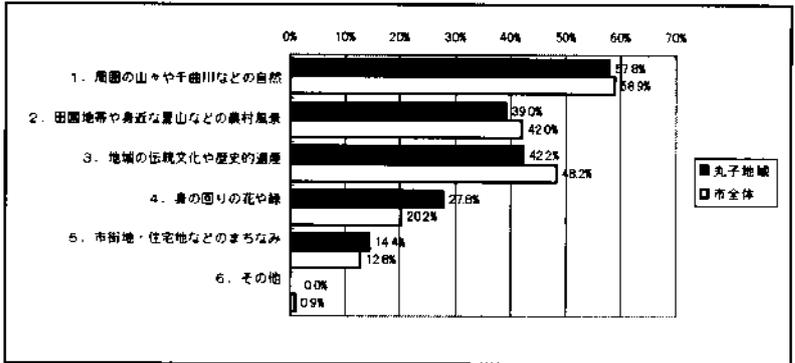
②地域に市街地や住宅地が拡大することについて

○良好な開発であれば多少の拡大はしてもよいとの意向が最も高く、次いで、今ある市街地・住宅地の充実という回答が高くなっています。



③大切にしたい景観について

○山々や河川などの自然景観、伝統文化や歴史的遺産、田園・農村風景の順で、大切にしたい意識が大変高くなっています。
○身の回りの花や緑に対する意識については、市全体と比べて、より高くなっています。



Ⅲ 地域の都市づくりにおける主要課題

○土地利用について

- ・丸子地域の中心市街地では、既存の都市機能集積を活かして、居住と交流の機能を充実させていく必要があります。
- ・カネボウ丸子工場跡地は、交流と賑わいの創出をめざした土地利用を誘導することが必要です。

○道路や公共交通について

- ・決定以来、長期未着手となっている都市計画道路の見直しを行う必要があります。
- ・通過交通による騒音や渋滞の改善、また、地域間交流の促進に向けて、国道152号バイパス、上田都市環状道路などの骨格的な道路整備を促進することが必要です。
- ・誰もが利用しやすい移動手段として、公共交通の維持と利便性の向上が必要です。
- ・工業団地では、産業集積による活性化を図るため、交通環境の整備を促進する必要があります。

○自然環境や景観について

- ・依田川や内村川などの河川環境を保全しながら、水辺空間として地域住民の健康づくりや観光並びに交流へと活用していく必要があります。
- ・丸子八景をはじめとする美しい自然景観、史跡・文化財などの景観を保全することが必要です。

○地域拠点の形成

- ・地域自治センター周辺は都市機能集積を活かした生活拠点として、また、カネボウ丸子工場跡地、丸子文化会館や信州国際音楽村などでは、賑わいと交流を生む拠点として機能の充実が必要です。

○生活環境の保全や防災に関する整備について

- ・安全で快適な暮らしができるよう、水害や土砂災害などへの備え、また、狭隘道路の整備など住環境の向上が必要です。

(3) 都市づくり方針

(◆…全体構想の重点課題に係る課題)

I 都市基盤の形成方針

①土地利用の誘導方針

森林、農地、河川等の豊かな自然環境の保全を図るとともに、各種産業の活性化を促す土地利用を計画的に進め、職住近接のゆとりある居住環境の形成をめざします。また、丸子中心市街地では、既存の都市機能集積を活かした暮らしやすい生活拠点形成をめざします。

〔具体的な方針〕

- ◆カネボウ丸子工場跡地は、商業施設、福祉施設、公共施設などが集積されていることから、複合用途系ゾーンとして交流と賑わいの創出をめざした土地利用を進めます。また、土地利用方針を踏まえて用途地域の見直しを検討します。
- ◆中丸子、下丸子地区をはじめとする地域内の農業・集落ゾーンでは、農地の無秩序な宅地化を抑制するルールづくりの検討を進めます。
 - ・上田地域の上田リサーチパーク周辺から千曲ビューラインを軸とするや南原、平戸、下丸子、箱畳、神の倉などの各工業団地は、産業・研究ゾーンとして、産業軸を形成しながら企業の集積を図ります。
 - ・上丸子商店街及びその周辺では、商業機能やまちなか居住を充実するための土地利用や交通環境整備について検討を進めます。
 - ・陣場地区では、ぶどう団地整備など遊休荒廃農地の対策を進め、天火山マレットゴルフ場、畜産団地、埋立地を含めた一体としての土地利用の検討を進めます。
 - ・地域内にある一団の優良農地は農業施策と連携して保全を図ります。

②道路や交通の整備方針

地域内の国道 152 号と国道 254 号の通過交通が引き起こす騒音や渋滞の改善に向けて、国道 152 号バイパス、上田都市環状道路、依田川左岸道路、国道 254 号整備などの地域の骨格を成す道路整備を促進し、地域間交流の促進と通過交通の分散化による住民の安全、安心な生活環境の向上や工場団地が集積する産業軸の強化を図ります。

〔具体的な方針〕

- ◆都市計画道路については、将来的な交通量の推計などから必要性を検証し、腰越石井線（長瀬～塩川間）をはじめとした長期にわたり未着手となっている路線の見直しを進めます。
- ・広域交通の充実と丸子市街地へ集中する交通の分散のため、国道 152 号バイパスや上田都市環状道路及び依田川左岸道路の整備を促進します。
- ・通勤、通学時の渋滞対策、大屋駅への利便性などのため、国道 152 号の交差点改良を促進します。
- ・国道 254 号は、集落を迂回するミニバイパスなどをはじめとする整備について、緊急を要する箇所から順次進めます。
- ・地域内の幹線市道の整備を促進します。（市道西村線、市道丸子北御牧線、市道箱畳線など）
- ・路線バス運行の維持や循環バスの利便性向上に向けた運行の見直しを進めます。

- ・地域内外との連絡強化を図るため、平井寺トンネルについて市民利用の負担軽減に取り組みます。
- ・他市町村間を連絡する県道のほか、千曲ビューライン（市道丸子北御牧線）の沿線に形成している工業団地による産業軸にアクセスし、物流、通勤などの利便性を高める道路の整備を促進します。（上田都市環状道路、(主)丸子東部インター線、県道別所丸子線、県道芦田大屋(停)線、県道南原長瀬線、千曲ビューライン舗装補修など）

Ⅱ 地域資源の保全・活用及び拠点の形成方針

①自然・環境、景観の保全・活用方針

それぞれに特徴のある千曲川・依田川・内村川の水辺や、里山・段丘緑地の自然を大切に保全しながら、親水空間や自然体験できる環境の創出をめざします。また、農地を保全するとともに、個々の場所に合った適切な規制・誘導方法を取り入れながら、自然と調和する市街地及び集落環境の形成をめざします。

〔具体的な方針〕

- ◆環境や景観及び住環境を保全するため、建築物の外観や色彩、高さ等に関するルールづくりが必要な場所などについて地域住民と協議します。
- ・依田川や内村川の水辺空間の環境、景観の保全については住民協働で取り組みます。
- ・農地や里山は地域の大切な環境、景観としてできる限り活用しながら保全していきます。
- ・丸子八景をはじめとする自然景観や、史跡、文化財や周辺の景観を保全していきます。
- ・幹線道路など沿道の自然景観の保全に配慮すべき場所では、景観形成の施策を検討します。

③地域拠点の形成方針

自治センターを中心とした生活複合拠点を形成と、観光の来訪者や地域住民の交流の拠点となる施設整備など、それぞれの拠点の結びつきを強めながら地域の活性化と潤いある生活環境を創出します。

〔具体的な方針〕

- ・地域自治センター周辺は、行政機能、商業機能等が集積しており地域生活複合拠点として形成を図ります。上丸子商店街では商業機能を充実し、買い物、通院の利便性や安全性を向上するための道路の利用方法や交通環境整備について検討を進めます。
- ・鹿教湯温泉を中心とした丸子温泉郷では、新たに建設された鹿教湯温泉交流センターの活用やその周辺の道路など施設整備を促進します。
- ・依田川と内村川の合流点付近では親水空間を整備し、ウォーキング道路やつゆくさ橋、りんどう橋、総合グランドなどの活用による親水ネットワークの形成を図ります。
- ・カネボウ丸子工場跡地は、賑わいを創出する地域交流拠点として親水公園、敷地内道路、周辺の生活道路、ウォーキングロードなどの環境整備を進めます。
- ・信州国際音楽村は文化・交流拠点として市内外から多くの人々が訪れ活用されるよう、公園や道路などの施設整備を促進します。

Ⅲ 生活環境の形成及び防災に関する整備の方針

住環境の保全・誘導及び防災に関する整備方針

農地や里山と調和した良好な住環境を守りながら、災害に強く安全で安心な居住環境を創出します。

〔具体的な方針〕

- ・大型車両や渋滞に伴う騒音を軽減することにより沿道の住環境向上をめざします。
- ・身近な生活道路の狭隘個所の整備などを進め、住環境の向上をめざします。
- ・老朽化が著しい石井地区の県営住宅団地の建替えを促進していきます。
- ・水害対策として、依田川、内村川、矢の沢川など河川の危険個所の改修事業を推進するほか、丸子中心市街地及び周辺地区における家屋等への浸水防止対策の検討を進めます。
- ・砂防河川、急傾斜地、地すべり地域における土砂災害の防止対策を推進します。
- ・公共施設の連携を図り利用促進と利便性を高め、活力ある地域づくりを進めます。

(地域別構想の方針図)

丸子地域の将来像及び基本目標に寄せられたご意見一覧

＝将来像＝

（案1）事務局案⇒水辺、里山、人きらめき、産業活力が満ちた
依田川流域のまち

（案2）ご意見⇒水辺、里山、人きらめき、地域資源が溢れる
依田川流域のまち

（案3）ご意見⇒豊かな自然と活力ある 人が共生できる
依田川流域のまち

＝基本目標＝

（事務局たたき案）

- ①製造業の集積が高い地域であることから、職住近接のゆとりある生活空間の創出をめざすとともに、地域内外の交流促進や日常生活のための道路交通環境整備を進めます。
- ②依田川、内村川周辺に親水空間を創出し、里山、農地と一体として良好な自然環境や景観の保全と有効活用を進めます。
- ③丸子温泉郷や信州国際音楽村などの観光・文化資源や工業・農業などの産業資源の効果的な連携と活用を図りながら、地域内外の交流の促進をめざします。

（ご意見1）将来像を案2とし、基本目標を下記に変えたらどうか。

- ①依田川、内村川周辺に親水空間を醸し出し、里山と農地を一体とした地域資源の有効活用を図ります。
- ②信州丸子温泉郷や信州国際音楽村などの観光・文化などの観光資源の効果的な連携と活用を図り地域内外の交流を促進します。
- ③製造業の集積が高い地域であるので、工業資源として職住一体感を保持した生活空間の創出を図り、地域内外の交流と良好な交通環境を促進します。

（ご意見2）将来像を案3とし、基本目標を下記に変えたらどうか。

- ①依田川・内村川と共に生き、その周辺の里山・農地の自然環境を守り、住み良い都市づくりに取り組みます。
- ②丸子温泉郷・信州国際音楽村など観光・文化の資源を活用し、地域内外の交流につとめます。
- ③公共施設の見直しなどで産業育成の基盤づくりを進めます。

土地改良事業における地元負担率(案)

【基本的な考え方】

- 1 土地改良施設等の持つ公共性を考慮して、4センターの地元負担の区分と負担率を統一する。
- 2 補助事業の負担率は単独事業の1/2を基本とする。(合併前の比率:上田1/4~4/5、丸子1/1、真田2/3~1/1、武石)
- 3 改定前と改定後における市予算に大幅な増減が生じないように調整する。
- 4 各区分に該当しないその他の事業における負担率はその都度市長が決定する。
- 5 新負担率の適用は平成20年度からとする。
- 6 継続事業(県営、団体営等)の負担率は従前の率とし、従前の率が新負担率を上回る場合は新負担率を適用する。
- 7 受益者が特定出来ない不特定多数が利用する施設の事業は市が全額負担して実施する。
- 8 地域性は法指定区分を参考に考慮していく。
- 9 新負担率の適用に伴う激変緩和措置は、各地域の判断により地域予算で対応する。

地元負担率(案)

事業区分			新負担率(案)		現行の地元負担率								
事業名	細別	区分	(補助率)			上田地域		丸子地域		真田地域	武石地域		
			一般	特例 ^{注1}		一般	特例 ^{注2}	一般	特例 ^{注3}				
一般事業	農業用施設	単独事業	20% (80%)	15% (85%)	農道	単独補助	50%		6%	(5%)	30%以内	単独事業 ^{注5} 25%以内	
							40%	(30%)	6%	(5%)	20%以内	20%以内 ^{注6} 15%以内 ^{注7}	
		補助事業	10% (90%)	7.5% (92.5%)		水路	単独補助	40%	(30%)	用水路20% 排水路10%以内	(5%)	集落内20%以内 集落外30%以内	12.5%以内 ^{注8} 10%以内 ^{注9}
								30%	(20%)	20%	(5%)	20%以内	補助事業 県から賦課された 分担金の範囲内
	農地	単独事業	25% (75%)	20% (80%)		40%	(30%)	30%	(10%)	20%以内	20%		
		補助事業	12.5% (87.5%)	10% (90%)		30%	(20%)	30%	(10%)	20%以内	20%		
災害復旧事業	農業用施設	単独事業	5% (95%)			10%	-	3%	-	30%以内 ^{注4}	-		
		補助事業	2.5% (97.5%)			5%	-	3%	-	30%以内 ^{注4}	-		
	農地	単独事業	10% (90%)			30%	-	5%	-	30%以内 ^{注4}	-		
		補助事業	5% (95%)			20%	-	5%	-	30%以内 ^{注4}	-		

- 注記：1 上田(殿城、西塩田、室賀)、丸子(東内、西内)、真田、武石
 2 須川、畑山、長入、岩清水、野倉、岳の尾、入組、大野田
 3 西内、平井、東内地区における県営中山間総合整備事業及びそれに関連する土地改良事業
 4 実際の運用上の負担率は0%
 5 鳥屋、沖、下武石、上武石の負担率。実際の運用上の負担率は0%
 6 小沢根の負担率。実際の運用上の負担率は0%
 7 下本入、上本入(下小寺尾、上小寺尾、権現)の負担率。実際の運用上の負担率は0%
 8 上本入(唐沢、小原、築地原)の負担率。実際の運用上は負担率0%
 9 上本入(大布施巣栗、西部)の負担率。実際の運用上の負担率は0%